

# China Tax Monthly (中国税務月報)

2022年12月



## 海南自由貿易港の「ダブル15（個人所得税・企業所得税に対する15%の軽減税率）」優遇政策の徹底実施——実質的な運営に係る具体的な要件を更に明確化

### 概要：

「海南自由貿易港建設全体案」（以下「全体案」）を徹底的に実施し、海南自由貿易港建設の高品質な発展を促進し、国内外の優良企業の自由貿易港への進出を誘致するとともに、税源侵食と利益移転を防止し、自由貿易港が「タックスヘイブン」となることを避けるために、国家税務総局海南省税務局、海南省财政厅、海南省市場監督管理局（以下「海南省 3 部門」）は共同して「海南自由貿易港奨励類産業企業の実質的な運営に係る問題に関する補足公告」（国家税務総局海南省税務局・海南省财政厅・海南省市場監督管理局公告 2022 年第 5 号、以下「5 号文」）及び関連解釈を公布し、公告の適用対象の範囲、「赤信号」「青信号」の具体的な判断基準、事後の監督管理という 4 つの側面から、実質的な運営における具体的な内容を更に細分化し最適化した。

### 背景

2020 年 6 月 1 日に国务院が公布した「海南自由貿易港建設全体案」（以下「全体案」）では、15%企業所得税及び 15%個人所得税の税収優遇政策（以下「ダブル 15」）は次のように定めている：

【表 1「ダブル 15」税収優遇政策】

	2025 年までに実施	2025 年までに実施
<b>企業所得税優遇政策</b>	海南自由貿易港で登録し、実質的に運営をしている奨励類産業企業に対して 15%の軽減税率で企業所得税を徴収する	海南自由貿易港で登録し、実質的に運営して、ネガティブリストに記載されていない企業に対して 15%の軽減税率で企業所得税を徴収する
<b>個人所得税優遇政策</b>	海南自由貿易港で勤務するハイエンド人材及び不足人材を対象に、個人所得税の実際税負担額が 15%を超過した部分に対し、個人所得税を免除する	1 納税年度内に海南自由貿易港での居住日数が累計で 183 日に達する個人を対象に、海南自由貿易港源泉の総合所得と経営所得に対して、3%、10%、15%の 3 段階の超過累進税率に基づき個人所得税を徴収する

上述の「ダブル 15」の税収優遇政策を適用する際に、企業の実質運営を如何に判断すべきかについて、多くの企業が関心を寄せている。2021 年に国家税務総局海南省税務局・海南省财政厅・海南省市場監督管理局は国家税務総局海南省税務局公告 2021 年第 1 号（以下「1 号文」）を公布し、実質的な運営に関わる基本的なルールを定めた。

加えて、実質的な運営における具体的な内容を更に細分化・最適化し、海南自由貿易港（以下「自由貿易港」）のリスクコントロールを強化し、市場主体の期待を安定させ、自由貿易港における市場主体の高品質な発展を促進するとともに、ペーパーカンパニーが法規に違反して税制優遇政策を

享受することを防ぎ、業界的・システム的な租税リスクの発生を回避することを確保するために、2022年9月27日、海南省3部門は共同で5号文及び関連解釈を公布した。5号文の発効期間は、2023年1月1日から2024年12月31日までである。

以下は5号文の注目ポイントと私どもの見解をまとめる。

## 注目ポイント

### 一、適用対象の範囲拡大：企業所得税の課税対象者ではないパートナーシップ企業なども対象となる。

自由貿易港における個人所得税15%軽減税率の適用対象となるハイエンド・不足人材が勤務する/雇用される/経営する企業や組織の実質的な運営に関しては、5号文の関連規定を参照して実施することを明確にした。

**私どものコメント：**上記の規定に従って、自由貿易港で登録しているパートナーシップ企業は、企業所得税の納税主体でないものの、2023年以降、1号文及び5号文の要件を参照して実質的な運営を規範化する必要がある。

### 二、実質的な運営における「青信号」基準の細分化・最適化：駐在人数と比率など、これまで曖昧だった部分の詳細を明確にした。

既に公布されている1号文を踏まえて、今回の5号文及び公式解釈における4つの要素の細分化基準に係るキーポイント及び私どものコメントを要約した。

【表2 5号文及び公式解釈における内容解説及びコメント】

4つの要素	5号文及び関連解釈により明確された内容		私どものコメント								
自由貿易港で生産経営活動を行う	<p>1) 企業が自由貿易港で固定生産経営拠点と必要な生産経費用設備・施設などを有し、企業名義で社外と契約を締結し、かつ下記要件のいずれかを満たす場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業面：主な生産経営拠点が自由貿易港にあることを必要とする。</li> <li>管理・支配面：生産経営に関して実質的な全面管理及び支配を行う機構が自由貿易港に所在する、すなわち生産経営上の意思決定（計画、統制、査定、評価など）、財務上の意思決定（借入、貸付、資金調達、財務リスクマネジメントなど）、人事上の意思決定（任命、解任、報酬など）が自由貿易港に設立されている機構によって行われる、又は実行される。</li> </ul> <p>2) 上記要件における財務上の意思決定に関して、企業グループが財務シェアードサービスセンターモデルを採用し、資金管理と配分を一元管理する場合、自由貿易港の子会社が借入、貸付、資金調達、財務リスクマネジメントなどの機能のうち一機能以上を有する場合、財務上の意思決定は自由貿易港に設立されている機構によって行われる、又は実行されると見なされる。</p>		<p><b>実務上、明確化が待たれる問題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実務において、企業の事業範囲が全国各地にわたる場合、如何に主な生産経営拠点が自由貿易港にあることをより明確に定義できるか？</li> <li>生産経営上の意思決定、財務上の意思決定、人事上の意思決定の機能については、海南にある会社で専任の担当職位を設置する必要はあるのか？個別で職位を設置しない場合、上級管理職及び/又はシェアードサービスセンターがリモートで提供することは可能か？</li> </ul>								
人員が自由貿易港に駐在する	<p>1) 給与賃金の支給：自由貿易港で開設された銀行口座を通じて行う。</p> <p>2) 183日以上駐在する人数のセグメント別計算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>累計日数が183日以上的人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;10人</td> <td>&gt;=3人</td> </tr> <tr> <td>10=&lt;人数&lt;100</td> <td>&gt;=30%</td> </tr> <tr> <td>&gt;=100人</td> <td>&gt;=30人</td> </tr> </tbody> </table> <p>従業員数は、通年の企業の四半期ごとの平均値によって計算される</p>	従業員数	累計日数が183日以上的人数	<10人	>=3人	10=<人数<100	>=30%	>=100人	>=30人	<p>3) 居住日数とは、1納税年度内に自由貿易港に駐在した累計日数を指す。自由貿易港に駐在した日の当日の滞在時間が24時間未満の場合は、1日として計算する。</p> <p>4) 企業が年度の途中で経営活動を開始又は終了し、かつ実際の経営期間が半年未満の場合、累計居住日数が183以上の基準に関しては、実際の経営期間の日数を半減して計算する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易港に駐在する期間は、従業員が入社した時点から計算されるのか？</li> <li>総合グループは、子会社の縦方向の資金流動をグループ・</li> </ul>
従業員数	累計日数が183日以上的人数										
<10人	>=3人										
10=<人数<100	>=30%										
>=100人	>=30人										

<b>自由貿易港 で財務活動を行 う</b>	<b>1) 会計書類：</b> 会計伝票や書類が、紙ベースで保存されている場合は自由貿易港で保管される必要があり、電子形式で保存されている場合は閲覧可能にする必要がある。 <b>2) 銀行口座：</b> 基本的な預金口座及び主要業務決済用の銀行口座は、自由貿易港で開設する必要がある。	キャッシュ・ブーリングで一元管理する機会が多いが、最新の政策に如何に対応すべきなのか？
<b>資産が自由貿易港に所在する</b>	<b>1) 所有権又は使用権を保有し実際に利用されている資産が自由貿易港にあり、かつ生産経営に見合う資産である。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産には、有形固定資産と無形資産が含まれる。</li> <li>● 一部の企業の資産がその企業名義で登録されているものの、自由貿易港に所在していない場合、それが業界の生産経営活動の慣習に沿っている、又は関連する資産の特徴に合致するのであれば、当該資産に関しては自由貿易港に所在することを義務付けない。</li> </ul>	

三、ネガティブルールの「赤信号」条項が追加され、その要件に該当すれば実質的な運営が否定される。

下記のいずれかの状況が存在する場合、実質的な運営に合致しないと見なされる。

- 「**純粹な決済センター**」：生産経営機能を備えず、中国本土の業務に対する財務決済、納税申告、発票発行などの機能のみを負担している場合。
- 「**住所の不一致**」：登録した住所と実際の事業拠点の住所が一致せず、かつ連絡が取れない、又は連絡が取れても実際の事業拠点の住所を提供できない場合。

**私どものコメント：**過去に海南で収支の記帳のみを行っていた企業、及び区内で登録し区外で経営している企業に関しては、できる限り早急に各自の具体的な状況を見直し、適時にコンプライアンス調整を行い、2023年に「赤信号」条項に規定されている要件に該当しないように対応する必要がある。

四、優遇政策を享受した後の監督管理要件を明確にした。キーポイントは下記の通りである。

- **常態化する共同査察：**翌年の6月から12月末まで（すなわち毎年の所得税の年度確定申告終了後から年末まで）、当年度に「ダブル15（個人所得税・企業所得税に対する15%の軽減税率）」を享受した企業を対象に事後の共同査察を実施する。
  - ✓ 新規対象企業に対する共同査察の全面实施：当年度に新規で「ダブル15」を適用した企業に対して「フルカバレッジ」の査察を実施する。
  - ✓ 既存の対象企業に対する抜取査察：既に優遇政策を享受している企業に対しては、一定の割合で抜取査察を実施する。
- **新規対象：**企業は、年度確定申告時に「実質的な運営の自己評価承諾表」への記入を通じて、実質的な運営を承諾する。

海南自由貿易港の設立と関連財税政策法規の公布は企業に新たな機会をもたらす。既に海南で設立された企業及び海南に投資意向を持っている企業にとっては、海南自由貿易港に係る関連税務政策の動向を注目し、サプライチェーン観点から中国投資の全体的な税務コストの効率化並びに税務コンプライアンスの向上を両立させることが望ましい。以上の詳細について、必要があれば外部の税務専門家にお問合せください。

(MUFG BK 中国月報 2022年12号に掲載)

## Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15 F

Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com